



防火対象物に係る表示制度が開始されました

予防課

概要

消防庁では、平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえたホテル火災対策検討部会の最終報告を受け、「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成25年10月31日付け消防予第418号）を発出しました。

本制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が審査した結果、消防関係法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付する制度であり、建物やホームページに表示マークを掲出すること等により、利用者に建物の安全情報を提供することを目的としています。

平成26年4月1日からホテル・旅館等の関係者の申請、消防本部及び消防署における受付・審査を開始しており、基準に適合していると認められたホテル・旅館等においては、表示マークの掲出が8月1日から開始されます。

内容

(1)表示対象物

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨を表示する対象物は、収容人員が30人以上であり、防火対象物の地階を除く階数が3以上のホテル・旅館等としています。その他の建物については、地域実情を考慮して消防機関が対象とすることができることとしています。

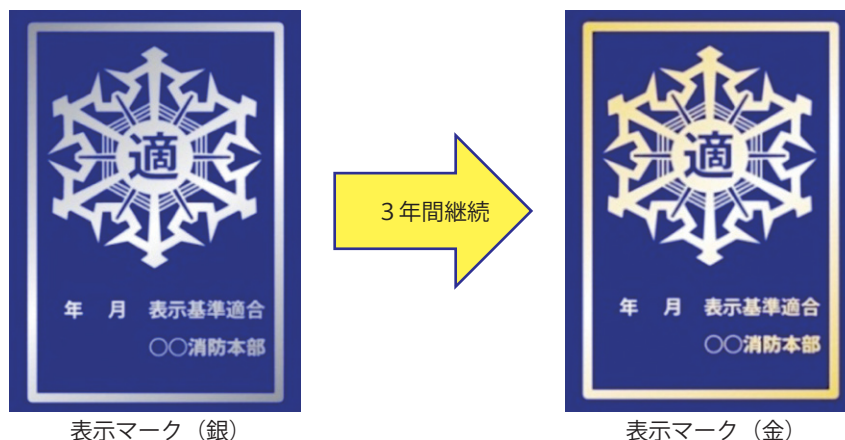
(2)表示基準

- ・防火・防災管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・危険物施設の位置、構造等が、消防関係法令に適合していること。
- ・建築構造等が、建築関係法令に適合していること。

(3)表示マークの交付

ホテル・旅館等の関係者からの申請により、消防長又は消防署長が表示基準に適合していると認める場合は、「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）を交付します。

表示マーク（銀）が3年間継続して交付され、かつ、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）を交付します。



問い合わせ先

消防庁予防課 桂川・中村
TEL: 03-5253-7523